

平成28年第10回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第10回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年10月25日(火)午前9時30分から午前10時59分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	10番 大崎 幸信
11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二	13番 小野 保裕
14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博
17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		

欠席委員(1名)

9番 伊藤 雄一

4 報告事項

- 1 利用権設定の合意解約による通知について
- 2 農用地の形状変更届出について

5 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 美里町農業委員会の遊休農地等の利用意向調査等に関する規程について

6 その他連絡・報告事項

- 1 平成28年10月事業報告について
- 2 平成28年11月事業予定について
- 3 その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 吉則

事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から平成28年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまより第10回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により議長より2名を指名させていただきます。</p> <p>19番大友重善委員、1番佐々木裕一委員の二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>次第の4番、報告事項に入ります。</p> <p>1、利用権設定の合意解約による通知について、2、農用地の形状変更届出について、一括で事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告事項1、2について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>
議長	<p>それでは、農用地の形状変更届出について10月14日、保全委員会にて現地の確認を行っておりますので、高橋委員長より報告を願います。</p>
農地保全委員会 委員長(高橋 (繁)委員)	<p>農地保全委員会は、今月も三浦淳子委員、伊藤雄一委員、そして委員長である私、高橋の3名が担当でございましたが、伊藤雄一委員が所用による欠席のため、渡邊会長、大友職務代理、事務局から佐藤局長と菊地次長</p>

の計6名によりまして、10月14日に現地調査を行いました。

その結果についての意見を申し上げます。なお、写真が添付されておりますので、参考にしてもらいたいと思います。最初に番号6番について、現地は、関根地区の に位置しております。今年1月総会によりまして農地法第3条による売買の許可を受けた土地でございます。面積は4,048㎡でございますが、ここに土盛りをして野菜を作付けする計画でございます。現在、まだ施工中でございますけれども、一部に作付する畑地に良質土でない土が含まれておりましたので、今後も委員会として、継続して監視する必要があるのではないかと見てきました。

それから7番について、現地は上二郷地区の に位置している苗代団地でございます。面積は416㎡ですが、6番同様、土盛りをして野菜を作付けする計画でございます。ここもまだ施工中でございますが、良質土を使用しており、特に問題も見あたらず許可相当と見て参りました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでございます。

以上、報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

形状変更なんですけれども、6番も7番も同じ確認ですけれども、これは土耕のままです。それとも、将来的にはハウスを建てて園芸作物を作るのですか。

議長

今、高橋委員から6番、7番の形状変更届けについて、園芸作物を作付するということでございますが、ハウス施設を建てるのかどうかということの確認の質問に対して、事務局分かれば答弁願います。

事務局

18番高橋委員の質問にお答えします。

ちょっと番号が逆転しますが、番号7番の形状変更につきましては施設を設置するという文言がございます。番号7につきましては、ハウスを建てるということが読み取れますので、ハウスを設置しての園芸作物と読み取れます。

それから番号6につきましては、特設施設をつくるという表現はございませんでした。園芸作物で、括弧して野菜等の作付けのためという表記で

ございます。これにつきましては露地野菜なのか施設野菜かにつきましては読み取れないですけれども、園芸作物を作付するということで届け出が  
出されておりました。以上でございます。

議長 6番はハウスじゃなくて露地だろうと。7番は、施設園芸でハウスを建ててという計画ですが、よろしいですか。高橋委員。

高橋委員 そのように、ハウスなどを建てるという事が記載されていれば、今後とも農地パトロールで確認するときに分かりやすいですから、今後はそのようにここに表記してもらえばなお更いいということでございます。

議長 今後はわかる範囲で表記するようにいたします。  
そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 なければ報告事項を終了いたします。

議長 次第の5番、議事に入ります。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。  
また、農地法第3条調査等についてもあわせて説明を願います。

事務局 第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明を終了し、第1号議案について審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございました。

第2号議案について説明を終了し、審議に入りますが、議案番号207番、221番、226番の3議案を除いた20議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案番号205番から227番のうち207番、221番、226番の3議案を除いた20議案について、採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして、議案番号221番を審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、10番大崎幸信委員の退席を求めます。

議長 休憩いたします。(10:09)

再開します。(10:09)

議長

議案番号 2 2 1 番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号 2 2 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(10:10)

議長

再開します。(10:11)

議長

続きまして、議案番号 2 2 6 番について審議をいたします。農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、1 4 番 邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(10:11)

議長

再開します。(10:11)

議長

議案番号 2 2 6 番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号 2 2 6 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(10:12)

議長 再開します。(10:12)

議長 続きまして、議案番号207番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、20番渡邊が退席し、議長を大友職務代理者と交代いたします。

議長 休憩いたします。(10:12)

議長代理 それでは再開いたします。(10:13)

議長代理 議案番号207番について、審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長代理 質疑なしと認め、採決に入ります。  
議案番号207番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長代理 全員賛成と認めます。

議長代理 休憩します。休憩後は議長を渡邊会長と交代いたします。(10:13)

議長 それでは再開します。(10:14)

議長 第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、23議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告いたします。

議長 続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局	第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。
議長	説明を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。  (なしという声あり)
議長	質疑なしと認め、採決に入ります。 第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。  (委員全員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第3号議案は全て賛成でございますので、原案どおり、そして意見を付して進達をいたします。
議長	続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。
議長	事務局の説明が終了いたしました。 10月14日に実施いたしました保全委員会の現地の確認調査の結果について、高橋農地保全委員会委員長より報告を願います。
農地保全委員会 委員長(高橋 (繁)委員)	農地保全委員会で14日に現地調査を行いました結果をご報告申し上げます。 第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」でございます。 最初に、別紙に平面図と、それからもう一つの方に写真の添付がございますので、ご覧願います。 まず、議案番号19について、現地は平針地区の、近くに位置しております。転用目的は駐車場で、農地区分については、第2種農地でございます。特に問題が見当たらず、許可相当と見てまいりました。

た。

続きまして、議案番号20番、現地につきましては青生地区の に位置しております。転用目的はコンビニエンスストア、 の建築でございます。農地区分については第1種農地でございますが、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席を備えたマイカー施設に該当するため、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。あわせて番号21番についても20番と同じになりますが、ここについては駐車場でございます。20番と関連しているため詳細は割愛しますが、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明、農地保全委員会委員長の報告を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。15番鈴木委員。

鈴木(龍)委員

議案番号20番、21番について店舗という事ですけども、店舗建築後に、例えばあたりには用水路とか排水溝が間違いなく通っていますが、その点について、経営する会社でのり面の草刈りとか、土留めなどもすると思うんですけども、その辺のお話はどうなっているのか、よろしく申し上げます。

議長

事務局に改良区の意見調書とか何かが来ていましたか。事務局お願いします。

事務局

それでは、15番鈴木委員の質問にお答えします。

番号20、21につきましては、現地は農地、田んぼ。あるいは21につきましては現地を見る限りは畑でございます。確かに土地改良区費が賦課されている農地でございます。ここにつきましては、まず美里東部土地改良区から意見書を提出されております。

それから排水関係でございますが、今回1枚の田んぼを分筆して片方が、当然ながら盛土して高くなる。片や現状の田んぼのままとなりまして、排水につきましては、なるべく田んぼの方にはいかないようにして道路の路面排水で活用している側溝等を活用しますし、あとやはり分筆した片割れの方の田んぼに全然行かないとはいきませんので、そちらにも幾ら

かはいくかと思えます。そして計画図では、のり面がありますけれども、のり面につきましては草刈りをするということになります。これは許可を出す際に、なおかつ許可条件として付記いたします。ちなみに、今回分筆している農地は、将来的には今回の譲り受け人の当株式会社がまた購入して、転用の計画はあるように聞いておりますが、現時点では分筆した分だけの店舗ということになります。以上でございます。

議長 土地改良区の意見書もついているということで、確認済みということでございます。これでよろしいですか。

鈴木(龍)委員 過去にちょっと問題がありまして、今言われましたけれども草刈り等で、何処どこの地主が必要なことをしなかったということで、問題がありまして、それで今ちょっと聞きました。

議長 そのほか質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしということでよろしいですか。  
それでは質疑なしと認め、採決に入ります。  
第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第4号議案は許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第5号議案「美里町農業委員会の遊休農地等の利用意向調査等に関する手続規程について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。18番高

橋委員。

高橋委員

この利用意向調査ですけれども、11月までに調査票を配布し、翌年1月に回答を得るという事が新聞に載っていましたが、この期間が延びていますね、この辺はどうするんですかね。

議長

事務局、答弁お願いします。

事務局

当然、基本的には国の指導が11月までに意向調査を出して、それで1月までに回答してもらおうという内容は同じでございます。その内容を確認した後、例えばこちらが受け取った回答に何か意思表示があった場合ですと、第8条の(2)に、これが所有者等の移転または賃借権の設定をこの意思を表明した場合において、その表明があった日から起算して6月を経過した日においてのこれらの権の設定・移転を行わないときには中間管理機構に協議するよう勧告するとなっております。

ですから11月に利用意向調査を出して、1月までに回答が戻ってきて、それ以降6カ月間の状況を見る、そうすると通常ですと8月の農地利用状況調査とかそういう時期に確認して、それが回答通りになっていなければ、今度は勧告することに実際はなるかと思えます。以上でございます。

議長

高橋委員よろしいですか。高橋委員。

高橋委員

今、局長からいろいろ説明があったと思うんですが、そのとおりでございましたが、ただ、これをやる期間を今言った11月から1月ですか、それを定めるべきではないかと思えます。国ではそうだと言っても、ここにも表示したほうがいいんじゃないかと思っているんです。

議長

ちょっと休憩をいたします。(10:40)

議長

それでは、再開いたします。(10:58)

議長

第5号議案について採決をいたします。第5号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員多数の挙手を確認)

議長

賛成多数と認めます。第5号議案は原案どおり決定いたします。

なお、規程の附則につきましては事務局より説明がありましたように平成28年11月1日から施行するいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成28年 月 日

会 長

署名委員 19番

署名委員 1番